

國第一回 參議院財政及び金融委員會會議錄第五十一號

付託事件

- 少額貯金及び各種團體預金封鎖解除
に關する陳情(第五十二號)

○インフレ防止に關する陳情(第七十一號)

○電氣稅復活反對に關する請願(第四十三號)

○會計検査院法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○低物價政策上營業事業料金の値上げ
反對に關する陳情(第七百九十一號)

○連合軍兵舍並びに宿舎建設用木材前
受金の第二封鎖解除に關する陳情
(第二百十一號)

○政令第七十四號中憲法違反の條項に
關する請願(第二百五十七號)

○通貨發行審議會法案(内閣提出、衆
議院送付)

○經濟力集中排除法案(内閣提出、衆
議院送付)

○今次日立轄山地區の水害復舊特別融
資等に關する陳情(第四百十一號)

○金屬鑛山事業を經濟力集中排除法案に
中より除外することに關する陳情
(第四百五十五號)

○舊軍用施設並びに敷地の無償交付に
關する請願(第三百五十一號)

○經濟力集中排除法案に關する陳情
(第四百八十一號)

○企業再建整備法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○株會社整理委員會令の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府に對する不正手段による支拂請求
の防止に關する法律案(内閣提出)

衆義院送付

- (衆議院送付)

 - 財政法第三條の規定の特例に關する法律案(内閣送付)
 - 接收家屋の地租家屋税等に關する請願(第五百八號)
 - 經濟力集中排除法案より電氣事業を除外することに關する請願(第六百三十六號)
 - 財閥同族支配力排除法案(内閣送付)と商業對策の確立に關する請願(第六百二十六號)
 - 接收建物に對する非戰災家屋税に關する陳情(第六百十一號)
 - 舊軍用施設抜け價格に關する陳情(第六百十五號)
 - 特別都市計畫法第四條の規定による國庫補助を國債證券の交付によりなされた等の法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 經濟力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に關する法律案(内閣送付)
 - 船員保險特別會計法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 勞働基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の標準措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 金融機關再建築補法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 舊日本銀行券の未回収發行殘高に相當する金額の一部を國庫に納付する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 勸業債券の割増金等に關する所得に伴う日本銀行への交付金に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

提出、衆議院送付

- 貿易資金特別會計法を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○物品の無償貸付及び譲與等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省預金部特別會計國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計法の保険勘定及び年金勘定の昭和二十一年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府職員に對する一時手當の支給に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○臨時金利調整法案(内閣送付)

○通貨發行審議會法案

○政府に對する不正手段による支拂請求の防止に關する法律案

○特別都市計畫法第四條の規定による國庫補助を國債證券の交付により行う等の法律案

○船員保險特別會計法案

○労働基準法の施行に伴う政府職員に係る懲罰措置に關する法律案

○金融機關再建整備法の一部を改正する法律案

○舊日本銀行券の未回收發行殘高に相當する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に關する法律案

○商業債券の割増金等に對する所徴税

- 監査省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保険及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十一年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に關する法律案

○貿易資金特別會計法を改正する法律案

○物品の無償貸付及び譲與に關する法律案

○會計検査院法の一部を改正する法律案

○政府職員に對する一時手當支給に関する法律案

○委員長(黒田英雄君) これより委員會を開會いたします。本日は公報に載つておりまする會議に対する事件の全部を一括議題にいたしまして、御審議を願いたいと思いますが、この案の流れにつきましてもよろしくございましょうから、政府委員が御出席しておりまするものについて、先づ御隨意に御質問を願いたいと思います。只今参つておられますのは、安定本部の方と、大蔵省の主計局の方と、銀行局の方からおつておりますから、そのおつもりで、頗りいたします。

○西郷吉之助君 質疑は大體午前で終了せしめて頂きたいと思ひますが……。

○委員長(黒田英雄君) できますれば

命をとまどつて死んでしまった

しまして午後三時頃から更に委員會を

- 委員長(黒田英雄君) 勧業債券の賃
金等に關する所得税の課稅の特例
に關する法律案、これは昨日政府委
員の説明もあつたのですが、これに
ついて御質疑ございませんか。

○山田佐一君 今回勧業債券に百萬圓
からの割増金がつくので、この百萬圓
當つた人から七十萬圓も取るといふ
は實じの趣観上にも非常に影響す
から、これを免稅にするという御趣意
であつたのであります。が、事業資金
百萬圓所得があれば、これに對して
容赦なく七十萬圓も取るのであります
て、事業資金で取ると、富くじで當
たのと如何なる性質が違うのか。そ

○委員長(黒田英雄君) まだこれは質
疑終了の決議はいたしておりません、
これはずっと前でありますから……。
それでは船員保険特別會計法案、これ
は質疑終了としたして御異議ありません
か。

○西郷吉之助君 最初の通貨發行審議
會法案も一般質疑は完了したのではあ
りませんか。

○委員長(黒田英雄君) それで午後三時頃から更に委員會を
開きたいと思つております。

只今全部を議題にいたしますが、そ
の中でも政府職員に對する一時手當の支
給に關する法律案は昨日質疑終了であ
りますから除いて頂きます。それから労
働基準法等の施行に伴う政府職員に
係る給與の應急措置に關する法律案、
これも昨日質疑終了であります。

○西郷吉之助君 最初の通貨發行審議
會法案も一般質疑は完了したのではあ
りませんか。

ともう一つは、先般の非戦災者特別差額のことをも、戦災を受けた者と受けないものとの差額によつて取るというお話をあつたのであります。そういう意味からいいますならば、富くじも當つた者と當らん者とは非常な差額があるのです。同じ五十圓出して煙草五本より貰わなかつた人もあるのだから、百萬圓當つた人から七十萬圓取つてもいいじゃないかといふ議論も成り立つと思うのであります。餘り政府の方針がその場その場で違うというのは、國民に對する觀念も如何かと思うのであります。その邊に對する政府の御所信も伺つて見たいと思います。

國を救う非常に大事な點になります。で、そういう點から見て、この際はトモ得ないというような見地から、こうい特殊を認める法律を出した次第でございます。混亂期でもございまし止むを得ないものとして御了承をお願いしたいと思う次第でございます。

○星一君 この割増金付の賣くじを賣ることをいつまで續けて行く考え方でありますか。私はああいうことは決していいことでないと想る、まるで亡國ややつておるようでどうもいいことでないと思います。

○國務大臣(栗崎赳夫君) 賣くじその他こういうようなものを賣ると、いうことを政府はどこまでやつて行くかと、いうことについてのお尋ねと思いますが、政府といたしましては、殊にインフレーションの深刻になつております。現下におきましては、この放出される資金の大部分を吸い上げるということが非常に必要なのであります。吸い上げるにもこらいう混乱期におきましては單なる貯蓄とか或いは有價證券投資というだけでは、大家の間においては到底魅力がなし、效果を擧げないのであります。そこで政府は現下のような状態が續く限りにおいては、やはり賣くじその他を賣出しまして、そろして浮動購買力を吸い上げそうしてインフレーションの抑止の一助にいたしたいと考えておる次第でございます。

○星一君 賣くじをやることはインフレを減じないばかりか却つてインフレを助長しておるようになります。賣くじで集めた紙幣を焼き捨てるというならばインフレを防ぐこともできるかも知れんが、そのお金を取りつて来て、やはり政府の役人の給料は充てるとハ

うようなことでは同じことじやないか、こういうことをいいます。この増金によつてはインフレを防ぐほど働きは私は絶対にできないと思いまが、政府はどう思いますか。

○國務大臣(栗原潤次君) それはインフレーションを賣くじだけで救うとう趣意ではないのでありますか、一時は確かになると思うのであります。されだけ大きな金額を民間資金から上げることは、一方においては浮騰買力を抑えることに、吸收することになることは確かだと思うのであります。若しそういうものをしないとしましてならば、民間資金の吸い上げはできないわけでありますから、官吏の給料、その他の政府の支出いたします、又地方自治體におきましてはその支出いたしまするにも、一に日本銀行に頼りまして、そして日本銀行の資金を引き出して、これを拂わなければならんということになるわけです。日本銀行の資金を引き出して拂うといふことは、即ち通貨の膨脹を意味するのでありますから、そういう意味においてインフレーションを防止する一助に相成ることは間違いないじやないかと、かよう前に考えておる次第でござります。

○委員長(黒田英雄君) 成るべく簡單に願います。

○星一君 今のこの議論をいつまで言つても限界がないかも知れませんが、官吏を合理化するために、私は賣くじは金を集めて官吏に月給を拂うよりも、官吏の合理化によつて立派にできることと思います。そうして割増金をもつて産業の方に利用するならばともかくも、今は貯蓄ばかり、とにかく

く止めて、官吏の合理化をして行くことの要求をします。議論はもう止めます。

○國務大臣(栗瀬赳夫君) 只今行政整理をして、もうして無駄を防げということは勿論必要でございます。それでは政府としても今度の追加豫算におきましても十億四千萬圓の節約をし、更にその後の追加豫算においても相當の節約をいたしておるのであります。そして又二十三年度の豫算を編成する場合には、この編成方針の意味から言いましても、どうしてもその點に力を入れようと、こう考えております。それだけではこの日本の財政は、私はインフレーションの抑止はできないと思ひます。あの手この手を擲ん打つて、できるだけの全力を盡す必要がある。こういう意味においてこの現下におきましては、このやはり實じを賣り出しまして、そうして浮動購買力を吸い上げるということが、確かにインフレーションの抑止の一助になるところと考えて、こういう事情から政府はやつておるような次第でござります。

○委員長(黒田英雄君) 他に御質疑なければ本案については質疑は終つたものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

○森下政一君 私は前回、少し委員會に連れましたので、政府の説明を聴くたようであります。尙御質問ござりますか。

○森下政一君 私は前回、少し委員會に通貿發行審議會法案を議題に供します。これはすでに質疑は相當終つたようであります。尙御質問ございませんか。

政府の狙いといふものは、どこにありますようか、恐らくは通貨の膨脹を極力抑止しようという趣旨に出ておるとこう考えるのですが、それに間違いないでございましょうか、それから私が特に伺いたいのは、政府が國民に耐乏生活を要望しておる。假りに國民が忠實に政府の要望に應え、或は租税の完納運動を政府が提唱する、國民がこれに協力いたしまして完納に努力する。そういうふうに國民の側では極力インフレの抑制としうことに力を注ぐとしたましても、一方において通貨がたやすく増發されるということでありましては、インフレーションほどここまで行つても抑制されんということになる。その意味におきましてこの通貨發行審議會が成立の曉におきまして容易に通貨の發行をせしめない。必要止むを得ざる場合に限定しようといふふうな意圖で活躍されるということになりますならば、非常に結構だと思ふのであります。又大變、これは黙意な解釋かも分りませんが、考え方によると政府が一方的に通貨を無制限に行ふるのでない、こういうふうな機關において慎重に審議されて必要止むを得ないといふので發行しておるんだといふうな一つの口實を作つて、通貨が膨脹するというふうなことになるのでは、甚だ國民の欲せざるところだと、こう思うのであります。どこまでもこの審議會の成立は飽くまで通貨の膨脹の抑制になければならんと思うのであります。その邊甚だ他の委員諸君に御迷惑ですが、もう一度政府の「この法案の眞意を聽かして頂きました」とかよろしくお聞かせください。

よらに浮動購買力を握りとふらすことがやはり政府の役人

「一重美的方面を利用するならば、それは必ず
かくも、私は政府はああ、あことを算

ごとができる力一たのあります。

しかしよろしく思ひ次第であります。

議會を設けました趣旨は、お話を通りに現在のようなインフレーションが止め度もなく進展して行くことは、結局日本經濟の破局を導くことであり、すべてが臺なしになるということを恐れまして、この際通貨發行を極力抑止するということを主要な目的にしなければならないのであります。その抑止のためにこういう審議會を設けるといふ趣旨でございます。尙通貨發行を抑止するためにはあらゆる力を擧げてやらなければならぬと思ひますので、畢竟に大藏省の金融政策、或いは日本銀行の通貨政策としうようなものだけではなくて、同時に國民全體が全力を擧げて、同時に國民全體が全力を擧げてこの抑止に努力しなければならない。それによつて初めて審議會を設けまして金融界の代表、商業界の代表、學識經驗者、あらゆる人の智能を動員して、その抑制策を具體的に決め、そうして通貨發行の限度を抑止して行こうといふような趣旨でございます。

が、その時の事情によりまして、よんどころなくそれ以上に増額しなければならないこともあり得るかと思うのですが、どうぞお伺いいたしたのであります。大藏大臣がお見えになつておられますが、大藏大臣がお見えになつておられるから、この機会にお伺いいたしましたので、御趣旨のような點は、こゝに上つて十分達成されると存じております。

○松嶋喜作君 この前の豫備審査のときにお伺いいたしたのであります。が、いろいろな最高限度を抑える。その限度を抑える限りにおいては容易にこれを行われるとすれば、いよいよインフレの抑止に役立つのじやないかと思つておいでございましようか。ですが、何かそんなような含みを持つておいでございましようか。

○政府委員(佐多忠敬君) 日本銀行券の發行限度は法律に規定しております。ように、主務大臣が通貨發行審議會で議決に基きまして、閣議を經て定めることに相成つておりますので、この應發行最高額を決めることが、相當慎重な審議を必要とします。それによつて決めますし、更にその限度を切れて發行する、そういう場合にはその通貨發行審議會の議を経なければならぬことになりますが、そういう意味で決めることが自體が非常に慎重になれますし、決めた以上はそれを守るためあらゆる方策が建てられ、あらゆる努力が傾けまするし、たゞ一考にも拘わらず、現實において更に若干の限度を超えたものを發行しなければならないときには、尙發行審議會で重に研究して頂いて、その上で然るべく決定するということに相成ると思ふますので、御趣旨のような點は、こゝに上つて十分達成されると存じております。

うに、この通貨發行審議會は、慎重に審議をとて、通貨の膨脹に幾分かの抑制を加えるといふ上うた意味で、慣用法に従うということはよく分ります。けれども、私の考え方を以てしますれば、この構成なるものは、そういう目的に副わないのみならず、日本銀行の法律といふものは、戰時にできた戰時立法といふような精神を含めて、日本銀行の法律を見ますと、大藏大臣と日本總裁といふものが相談すれば、あらゆる金融のコントロールができ、又産業方面にも自由に通貨の發行ができる。いわば總動員法の一部分といったような感じを與える日本銀行法であります。その日本銀行法が現存して、而も内閣總理大臣が會長になり、大藏大臣、安本長官、その他政府の有力な方が委員になつておる。たとえ學識經驗者、或いは産業人が入るといつても、この運営といふものは、政府の意のままになるということは了解せらるると思うのであります。そうしてインフレーションといふものは、主としてその大きな原因が財政面から來るゝこと、いわば政府の貯金をするといふことによって、通貨の膨脹が急激に殖えるのであります。その政府の有力な方が、この委員會の委員であつて、而も自分が賄ふところの通貨を論議するといふことは、いかにも權威ある抑壓する力が純い。それから又日本銀行の法律といふものは、戰時の法律である。そこで私は一つ日本銀行法を根本的に改正する意思が政府におありかどうかといふこと、この釋成をもう少し政府以外の人々を交えて、抑壓する意味において、政府の意思があまりに加重しないといふようなことをなさる方がよりよ

いのではないかと、この二つにござります。大蔵大臣の御意見を伺います。

○國務大臣栗林赳吉君 松鶴委員会尋ねに對してお答えいたしました。この日本銀行といふものは、私も存じておりますように、戰時中に日本銀行がどうものができまして、そうして現在に至つておるのであります。併しこがら、これは私共は、日本銀行を含む特殊銀行及び普通銀行、その他の金融制度といふものは、この新しい事態に即應するためには、全部應見直さなければなりません。そこでこの点に要があるのあります。そこでこの点に融機関につきましては、日本銀行を中心と金融機關につきましては、金融機関の再建整備が進むにつままで、これを特殊銀行及び普通銀行その他の金融機關を全體的に整備した新しい事態に即應するようにいたしたいと、今検討をいたしておりますが、勿論は根本的にいろいろ見直す必要があると、こう考へて、只今も検討を續けております。併し私の考えといたしましても、又政府といたしましては、日本銀行を國營にするという考へはありません。併しながら民主的に經營するよう、機構を非常に變へてくださいと、いう點においては、今検討をしておるような次第でござります。これは、そういうものも間に合わん點もございまして、例えばこの金利の調整に関する法律とか、或いはこの通貨議會に關する法律といふものは、先づ出ておりますけれども、必要があるために、先走つて出でおるのであります。この狙いは、全く戰時中と併せて、新らしい民主的な金融機關をかして行くと、こういうような點

ませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

次に、臨時金利調整法案についての御質問は如何ですか。これは先日提案理由の説明がありました。

○波多野鼎君 議事進行についてです。

が、通貨銀行審議會法案は、大分急いでおられるよう聞いておりますが、討論をして採決を、これをやつたらどうですか。そういうことでなく、委員長の御方針では、いろいろなものと一緒に採決されるという……(今日衆議院を通るんだと呼ぶ者あり) 今日終了だけです。

本案について御質問がなければ…。

○星一君 やよと質問があります。

第一條の、この「金融機關とは」とあります。

○委員長(黒田英雄君) 今のは、質疑終了だけです。

おるつもりでございます。

○九鬼敏十郎君 今阻止するような方法を講じておると言われたんですか。

どういつた具體的な方法ができておる

のでありますか。

○政府委員(愛知揆一君) これは率直に申しますと、何と申しましても物の

關の方も、なか／＼きつい法的の根

據がありますても、なかなかこれを取

締ることが實際問題として困難であり

ますと同時に、非常にそれらの

點については、取締ると申しましても

一層困難であることは御承知の通りで

あります。殊に金融機關として業法等

に基いて、當局に監督の権限がはつきりしておるものは、これは十分に取締

りたいのであります。

○政府委員(愛知揆一君) 只今お話の

點につきましては、私共も實はいろ

いろ耳にしないわけではないのでござ

りますが、只今までのところ、いわゆる金融機關といたしまして、銀行法

のとしまして復興金融庫法の中に、

規定されてないでござりまするが、

○政府委員(愛知揆一君) お答えいた

しました。この中に、復興金融庫の名前が入つておりますが、あれはど

うしてこういうようになりましたか。

○政府委員(愛知揆一君) お答えいた

しました。この中に、復興金融庫の

名前が入つておりますが、あれはど

うしてこういうようになりましたか。

○政府委員(愛知揆一君) お答えいた

しました。この中に、復興金融庫の

名前が入つておりますが、あれはど

うしてこういうようになりましたか。

○政府委員(愛知揆一君) お答えいた

しまして、午後二時から開會いたしました。それでは衆議院を通じて付託にあります。政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に關する法律案、なりました。政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に關する法律案、してあります。本案を議題に供します。本案には衆議院において修正があつたのであります。

午後五時十九分閉會

○委員長(黒田英雄君) これより午前

の休憩に引續きまして會議を開きます。

○委員長(黒田英雄君) 本案を議題に供します。本案には衆議院において修正があつたのであります。

午後零時六分休憩

○松崎喜作君 この「委員」の中の代表

ですが、「金融界」、「證券界」を代表する者の中の證券業者を代表する者が

入つております。

○國務大臣(栗橋赳夫君) 證券會社を

代表する者といふよりは、むしろ民間

を徴収しておるというようなことにつきましては確證を擱んでおりません

といふ。ただいわゆる貸金業者とでも申しますか、そういう間の金融業的

ものが事實行なわれておるといふことにつきましては、その事實もあながち

否認はできないと思うのであります

が、これらにつきましては、適時事業

の上りますますにつれまして、さよう

なければ、本案についても質疑終了となつたかということを簡単でよろしく

いたして御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

○政府委員(小坂善太郎君) お読みになつた後でいたします。

○委員長(黒田英雄君) ……地方公共團體がその用に供するため購入する土地及び建物に限る」と読み替えるものとする。

第八條中八頁の一行目であります。

「諸役務の價格の合計額」の次から變えますと、「又は賃金の合計額」とあります。

約定金額の下に「合計額」と加える。

こういふように修正になつておるのであります。その説明は政府委員から説明して頂きます。

○政府委員(石原周夫君) 一昨日の事

前審査のときに大要を申上げておいた

のであります。今委員長からお話を

ありました修正案につきまして、御

趣旨を申上げたいと思います。先ず第

一條の但し書の第三號を千分の一を千

分の三に改めた趣旨であります。が、

これは第一條が御承知のように、總て

政府の購入する場合におきまして、そ

の原價を材料及び勞務、役務に分けま

して、そのおの／＼につきまして公定

價格、公定貢金による支拂によるのだ

といふことが、その趣旨であります。

ここにもこの但し書を設けました。

この第一號、第二號、第三號につきま

して常に必ず一人というわけには考え

られんと思うのでござります。

○松崎赳夫君 事実どうな

りますか、一應承つて置きたいと思ひます。

○木村龍八郎君 その修正の趣旨につ

いて政府委員からどういうわけで修正

になつたかということを簡単でよろしく

いか説明して頂きたいと思います。

○政府委員(小坂善太郎君) お読みになつた後でいたします。

○委員長(黒田英雄君) ……地方公共團體がその用に供するため購入する土地及び建物に限る」と読み替えるものとする。

に上げましたのは、終戦處理費に公定價格のないものがありまして、それを材料費に入れることは困難で、それで大體の概算を除きまして千分の一を千分の三に上げたのであります。

第四條は國に對する今のような規定を、地方公共團體に準用いたしておる

のであります。その場合におきまして今までの規定におきましては、國の場合は千分の一をそのまま地方公共團體

につきましても、同じく一般會計収支額の千分の一といたしましたの

であります。第一條を修正いたしま

したのに相伴いまして、その割合につ

きましての修正を加えたのでありま

す。それは二點ございました。一つは

一般に土地及び建物につきましての全

額の千分の一といたしましたの

であります。第一條を修正いたしま

したのに相伴いまして、その割合につ

きましての修正を加えたのでありま

す。それを修正案におきましては、そ

の三者を彼此融通を認めまして、その

差額の計算をいたしたという趣旨であ

ります。これは最初の原案の通りに参

りますと、それだけ請負契約の入札

の利益といふものが失われる割合が強

いざりますので、できる限り入札契

約の利益といふものが残すという趣旨

におきまして、三者の間に融通を認め

るのが、修正案の三點であります。

○委員長(黒田英雄君) それでは本案

につきまして、討論に入ります。本案

につきまして、御意見のおありの方

は、お述べを願いたいと思います。

別に御發言もないようありますか

ら、直ちに採決に移りまして御異議ございませんか。

〔経営手〕

○委員長(黒田英雄君) 全員挙手。全

員一致を以て可決せられました。

○委員長(黒田英雄君) 御異議なしと認めます。本案に賛成の諸君の御挙手を願います。

〔経営手〕

○委員長(黒田英雄君) 全員挙手。全

員一致を以て可決せられました。

○委員長(黒田英雄君) 御異議なしと認めます。御意見のおありの方は、お述べを願いたいと思います。別に御發言もないようありますから、直ちに採決に移りまして、御異議ございませんか。

〔経営手〕

○委員長(黒田英雄君) 全員挙手。全

員一致を以て可決せられました。

○委員長(黒田英雄君) 御異議なしと認めます。只今朗讀いたしました各案について採決をいたします。各案に賛成の諸君の御挙手を願います。

〔経営手〕

○委員長(黒田英雄君) 全員挙手。全

員一致を以て原案通り可決されました。

尚会計検査院の一部を改正する法律案が衆議院において修正案が出ておりまするが、これはそれぞれ政府委員から説明を求めるべきと思います。

その前に先程可決いたしました各案

につきましては、委員長の報告につきましては皆さまの御同意を得ることになつておるのであります。例によつて報告することにいたして御異議ございませんでございました。併しその法案につきましては、

法律案、金融機関再建整備法の一部を改

正する法律案、舊日本銀行券の未回収

義行残高に相當する金額の一部を國庫

に納付するに伴う日本銀行への交付金

のと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないも

との認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それでは只今讀みました各案を一括して、討論に入りたいと思ひます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それでは只今讀みました各案を一括して、討論に入りたいと思ひます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。御意見のおありの方は、お述べを願いたいと思います。別に御發言もないようありますから、直ちに採決に移りまして、御異議ございませんか。

さへ多數意見者署名)

國會に出しましてお定め願うという實際の方針につきましては、恐らく變更は見ないと考えておりますが、その実施方針を前提としたとして、會計検査院の俸給額もこれと同等にするとして、國庫規則によりまして皆さまの質問

のと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

すでに以前に政府の説明があり御質問もあつたのでありまするが、衆議院の修正がございまして、まだ法文もはつきり分りません。それに臨時金利調整法案が尚衆議院で審議されておるのでありますて、これが明日又参ると思うのでありまするが、どうせ委員會を開いて尚審議をしなければならんと思いますが、明日一緒にしたらいいと思いますが、いかがでございますか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それでは明日は午後一時から開會いたしますから、どうぞ皆さま御出席下さいますようにお願い申上げます。それでは本日はこれにて散會をいたします。

午後五時五十二分散會

出席者は左の通り。

委員長 黒田 英雄君
理事 波多野 鼎君
伊藤 保平君

委員

木村禎八郎君	下條 恭兵君	椎井 康雄君	森下 政一君	玉屋 喜章君	西川甚五郎君	松島 喜作君	山田 佐一君	尾形六郎兵衛君	田口政五郎君	深川タマエ君	星 一君	石川 準吉君	小林米三郎君
佐一君													

小宮山常吉君
西郷吉之助君
栗栖 越夫君
高橋龍太郎君
渡邊 勝吉君

國務大臣 大藏大臣 栗栖 越夫君
政府委員 財政安定本部局長 佐多 忠隆君
大藏事務官 法制局次長 井手 成三君
(銀行局長) 財政金融局長 佐多 忠隆君
愛知 愛知 梅一君